

## 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 改正の趣旨

高齢化の進展等に伴い、地域等における保健指導の重要性が増大していること等にかんがみ、男子についても、保健士として保健指導の業務を行うことができることとすること。

### 第二 改正の要点

保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子について、保健婦助産婦看護婦法の保健婦に関する規定を準用すること。

### 第三 その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。
- 2 その他所要の経過措置等の規定を置くこと。